

第3編

県外の原子力施設事故対策編

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針

県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、県が関係機関等と連携して実施すべき予防及び応急対策、さらには復旧対策について予め基本的な方針を示し、町として必要とされる事項を定め、町民の不安解消を取り除くことは勿論、かつ安全安心の確保に努め、生命並びに財産などを災害から守る対策を講じるものとする。

また、国及び県からの指導等に基づき、実態に即した災害対応や防災課題等の的確な把握に努め、必要に応じ見直しを施すとともに、予防及び復旧などに向けての対策を規定する。

なお、この対策に定めのない事項については、「第1編 一般災害対策編」に準ずるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

原子力施設の事故に対し万全を期すため、国及び県、原子力施設が立地する都道府県、原子力事業者等の防災関係機関との情報収集・連絡体制を整備する。

第3節 環境放射線モニタリングの実施

県が実施している環境放射線モニタリングのデータを活用し、町民へその情報提供をするとともに、必要に応じ町でも実施できるように取り組むものとする。また、可搬型測定器等の環境放射線モニタリング機器等の整備及び維持にも努めるものとする。

さらに、県外原子力施設事故発生時のモニタリングを迅速かつ円滑に実施できる体制を整え、極力その要員の育成や確保及び役割等を予め定めておくように努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

県外の原子力施設事故対策編は、次により実施する。ここに記載されていない内容は、「第1編 一般災害対策編」に準ずる。

第1節 情報の収集・連絡

県では、原子力施設で放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるような事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、関係省庁及び関係県等から情報収集を行ない、町は県との密接な連携を図り、必要とされる情報収集や連絡に努めるものとする。

第2節 モニタリング体制の強化

原子力施設で異常事象等が発生した情報を得た場合は、放射性物質又は環境放射線の影響を早期に把握する必要があるので、速やかに関係部局が連携し以下の対応を実施するものとする。

また、必要に応じてその結果等を町民などへ積極的に周知するように努めるものとする。

1 空間放射線量率モニタリングの強化

県でのモニタリング結果を注視し、その数値の推移を見守り、必要に応じて関係機関へ連絡するとともに、町民などにも周知するように努めるものとする。

また、情報の不足等に備えるため、場合によっては独自にモニタリング箇所を必要に応じ選定し、サーベイメータによる測定が実施できるように体制を整え、モニタリングの強化を図るものとする。

2 上下水道施設及び水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

上下水道施設及び水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、必要に応じてその結果を町民などへ周知するように努めるものとする。

3 農林水畜産物等の放射性物質検査

県の実施する農林水畜産物等の放射性物質検査の結果を、必要に応じて町民などへ周知するように努めるものとする。

4 焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握

県は、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質検査の情報を収集把握し、町でも必要に応じてその情報の収集及び把握に努めるものとする。

第3節 町民等に対する対応

1 情報伝達活動

県及び国等と十分な連携を図り、異常事象等に関する情報を得た場合には、内容等を十分に精査及び確認した上で、分かり易く誤解を招かないような表現で、防災行政無線等を駆使し情報提供を行い、混乱の防止及びその軽減に努めるものとする。また、テレビやラジオなどの放送事業者及び新聞社等の報道機関からの協力を得て、広域的な情報収集並びに提供にも努めるものとする。

さらに、必要に応じて空間放射線量率などニーズに応じた多様な内容の情報収集及び提供にも努めるものとする。

2 相談活動

町は県等と連携を図りながら、速やかに町民からの問い合わせに対応できるように相談窓口を開設するものとする。また、相談内容に対して十分な情報がなく対応することができない場合には、必要に応じて関係機関等と連絡を取り合っ、情報収集に努めるものとする。

3 表面汚染測定の実施及び除染の実施

町は、放射性物質や放射線に対する不安等が数多く寄せられた場合には、その不安を解消及び払拭するために、必要に応じ放射線測定器による測定を実施でき得る体制を整えるものとする。ただし、むやみに測定をすることは、かえって風評被害を招く恐れもあることから、安易に測定をすることは極力避けるように努め、必ず測定箇所を選定は慎重に検討等を行った上で実施するものとする。

また、測定結果が国が示す基準値を上回り除染を必要とする場合は、各種の手続きを踏み国からのマニュアル等に従って、場所や体制を確保し実施するものとする。

第4節 水道水、飲食物の摂取制限等の対応

以下の各種摂取制限等については、あくまでも防災指針を踏まえた国の指導及び助言や指示に基づくものとし、それぞれ関係法令等に定められている指標並びに規制値を超え、かつ県からの要請などがあった場合に、必要とされる摂取制限の実施や応急措置などを講じるとともに、広報による迅速な周知に向け協力するものとする。

また、廃棄物についても県の指導監督の下に放射性物質汚染対策特措法に基づき、各事業者から発生する廃棄物処理の必要な措置を講じられるよう実施に向け協力するものとする。

- 1 水道水等の摂取制限
- 2 飲食物等の摂取制限（回収及び販売禁止等の必要な措置）
- 3 農林水畜産物等の採取及び出荷制限等
- 4 食料及び飲料水等の供給（県等と協力しての応急措置）
- 5 上下水処理等副次産物の利活用の搬出制限等
- 6 廃棄物の適正処理

第5節 町民及び避難者対策

1 町民の避難に対する対応等

国の指導及び助言や指示に基づき、それぞれの関係法令等に定められている指標並びに規制値を超え、町民の身体に害を及ぼす危険性の恐れが生じると判断される場合には、その対象地域を速やかに設定するとともに、安心かつ安全な場所に避難所を設け避難させるよう努めるものとする。

また、その周知についても避難対象となった地域住民には、防災行政無線等を活用し十分な周知を図って、円滑かつ迅速に避難ができるような対応等にも努めるものとする。

さらに、避難した町民に対しては、各関係課と十分に検討等を行った上で、必要に応じ食事及び寝具などの手配も行って、安心かつ安全な環境の整備に努めるものとする。

2 町外からの避難者に対する受け入れ等

町外からの避難者がいる場合には、速やかに受け入れられるようにするため、町内の一時避難所とされる施設の所管課（出先機関も含む）と十分な連携等の下に、避難所を開設できるように努めるものとする。

また、事前に受け入れ人数なども十分に検討等を行い決定し、出来る限り多くの避難者に利活用してもらえるように、町ホームページ等により十分に周知が図れるようにするものとする。

なお、開設した一時避難所で対応がしきれない場合には、他の一時避難所を新たに設けるようにして、可能な限り避難者の受け入れを心掛けるものとする。

さらに、一時避難所を開設した場合には、食事及び寝具などの手配も必要とされるため、施設の所管課を含め関係各課と十分な検討等を行って、避難者が安心かつ安全に避難できる環境等も整えられるように努めるものとする。

第6節 風評被害等の未然防止

町は県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の確保、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

第7節 各種制限措置等の解除

県、町、その他関係機関は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置等を解除する。

第3章 災害復旧計画

県外の原子力施設事故対策編は、次により実施する。ここに記載されていない内容は、「第1編 一般災害対策編」に準ずる。

第1節 モニタリングの継続実施と結果の公表

町は県と連携し、原子力事業者その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングを継続的に実施し、その結果を町の広報やホームページなどに公表するとともに、さらに水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査についても各所管課にて対応等をするものとする。

第2節 風評被害等の影響解消

町は県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を解消するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の確保、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第3節 健康対策の検討及び対策等

継続的に実施されているモニタリング調査の結果等を十分に踏まえ、町民への健康に影響が懸念される場合には県における放射線治療や測定の特任医からなる有識者会議などの結果を考慮しつつ、必要に応じ影響の程度や対策について検討等を行うものとする。

また、その内容等については速やかに町民に提供をするとともに、町民の健康に対し十分に配慮するため必要とされる対策等に努めるものとする。